

岩手県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年2月5日

岩手県監査委員 高橋 元  
 岩手県監査委員 佐々木 大和  
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
岩手県一関児童相談所	平成24年12月25日	伊藤 孝次郎
岩手県宮古児童相談所	平成24年12月13日	〃
岩手県立千厩高等技術専門学校	平成24年12月25日	〃
岩手県立宮古高等技術専門学校	〃	〃
岩手県病害虫防除所	平成24年12月18日	佐々木 大和 工藤 洋子
岩手県生物工学研究所	〃	〃
岩手県農業研究センター	〃	〃
岩手県立農業大学校	〃	〃
中部教育事務所	平成24年12月19日	〃
県北教育事務所	平成24年12月14日	工藤 洋子
岩手県立花巻農業高等学校	平成24年12月25日	伊藤 孝次郎
岩手県立黒沢尻北高等学校	平成24年12月18日	佐々木 大和 工藤 洋子
岩手県立北上翔南高等学校	平成24年12月25日	伊藤 孝次郎
岩手県立黒沢尻工業高等学校	〃	〃
岩手県立西和賀高等学校	平成24年12月19日	佐々木 大和 工藤 洋子
岩手県立水沢商業高等学校	平成24年12月25日	伊藤 孝次郎
岩手県立大東高等学校	平成24年12月18日	高橋 元 伊藤 孝次郎
岩手県立宮古高等学校	平成24年12月25日	伊藤 孝次郎
岩手県立宮古商業高等学校	平成24年12月13日	〃
岩手県立宮古水産高等学校	平成24年12月14日	〃
岩手県立岩泉高等学校	平成24年12月13日	〃
岩手県立久慈高等学校	〃	工藤 洋子
岩手県立久慈東高等学校	〃	〃
岩手県立久慈工業高等学校	〃	〃
岩手県立宮古恵風支援学校	平成24年12月25日	伊藤 孝次郎

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について留意改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 岩手県立黒沢尻北高等学校

- ア 授業料の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが1件、118,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- イ 通動手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、60,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 岩手県立大東高等学校

ア 立木及び工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、655,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県立宮古商業高等学校 期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給対象となる者に支給していないものが1件、355,613円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(4) 岩手県立宮古水産高等学校 勤勉手当の支給に当たり、支給すべきでない者に支給していたものが1件、32,626円あったので、適正な事務の執行に努められたい。